



最高裁秘書第4193号

平成29年1月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成28年9月12日付け（同月13日受付，最高裁秘書第2945号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成28年11月9日付け司法研修所事務局長事務連絡「司法修習生の身上報告書等の取扱いについて」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付



平成28年11月9日

地方裁判所事務局長 殿  
地方検察庁事務局長 殿  
弁護士会事務局長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

司法修習生の身上報告書等の取扱いについて（事務連絡）

司法修習生の身上報告書は、下記1のとおり取り扱ってください。

なお、弁護士会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）2条3項所定の個人情報取扱事業者にあたると考えられることから、下記2についても御確認ください。

#### 記

#### 1 身上報告書の取扱いについて

身上報告書に記載された司法修習生の個人情報は、各配属庁会の司法修習における司法修習生の指導、監督及び司法修習に関する各種事務手続に使用する目的で提出させているものであり、その情報の管理、使用に当たっては、上記の目的及び法の趣旨を踏まえた上で、外部との関係はもとより、司法修習生に対する関係でも慎重に取り扱ってください（各配属庁会において独自に司法修習生から提出させた書面についても同様。）。

#### 2 弁護士会における司法修習生の個人情報（身上報告書を含む。）の提供について

##### (1) 司法修習生本人の同意が不要な場合

ア 司法研修所に対して、司法修習生の個人情報を提供するとき。

イ 弁護士会が選任した司法修習委員会を構成する弁護士及び個別指導担当弁護士に対して、司法修習生の個人情報を提供するとき。

(2) 司法修習生本人の同意が必要な場合

選択型実務修習において、裁判所、検察庁及び弁護士会以外の修習先に対して、司法修習生の個人情報を提供するとき。

なお、提供する情報は、修習内容や修習先の事情等を踏まえ、氏名、性別にとどめるなど、必要最小限のものとしてください。